

平成26年8月1日から

育児・介護休業給付日額上限相当額が変更になりました!!

雇用保険法の規定に基づき、平成26年8月1日から育児・介護休業給付日額上限相当額が次のとおり変更となりました。

	平成26年8月1日から	平成26年7月31日まで
育児休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	12,973円	13,001円
育児休業手当金 (給付割合が50/100の場合)	9,681円	9,702円
介護休業手当金	7,745円	7,761円



給付上限相当額を超える給料月額(育児・介護休業手当金ともに)

一般職	340,890円	特別職	426,030円
-----	----------	-----	----------